

新潟市公民館運営審議会委員 公募要項

令和7年1月20日

新潟市教育委員会

(趣旨)

第1 地方自治の本旨に基づき、市民の参画と協働による地域の教育力の向上に取り組むことを目指して、広い視野で公民館活動のあり方を調査審議するため、新潟市公民館運営委員会の委員の一部を広く市民から公募する。

(公募人員)

第2 新潟市公民館運営審議会における公募委員の員数は概ね1名とする。

(就任)

第3 1期2年とする。

(報酬)

第4 委員の報酬は、会議1回につき13,000円とする。ただし、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正により報酬額を変更する場合がある。

(応募資格)

第5 令和7年4月1日(火曜)(委嘱予定日)時点で、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 新潟市内に在住、又は通勤、若しくは通学している満18歳以上の者
- (2) 社会教育に関心があり、平日昼間・2時間程度の会議に出席できる者
- (3) 新潟市職員(教職員を含む)及び新潟市議会議員ではない者
- (4) 新潟市の附属機関等の委員ではない者

(選考方法)

第6 公募委員の選考方法は、作文及び面接の総合評価によるものとする。

(選考基準)

第7 評価は、絶対評価のA・B・Cの3段階評価とし、Cの判断をされた者は失格とする。ただし、A又はBの評価を細分することができる。

2 評価項目は、次に掲げる項目とする。

(1) 作文

- ① 公民館活動について広く知識を有しているか。
- ② 広い視野と豊かな識見に基づき問題を認識し、深く掘り下げているか。
- ③ 問題やあるべき姿についての自分なりの意見を有しているか。
- ④ それらについて筋道を立てて表現(文章化)しているか。

(2) 面接

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 意欲 | 応募動機に説得力があるか。 |
| ② 表現力 | 自分の考え方を的確に表現できるか。 |
| ③ 見識・公平性 | 公平な判断ができるか。 |
| ④ 一般常識 | 一般常識としての知識を身につけているか。 |
| ⑤ 作文との整合性 | 提出した作文との整合性があるか。 |
| ⑥ 委員資格の適合性 | 公民館に関心があるか。 |

(選考委員会)

第8 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会に、公民館運営審議委員又は公民館協力員及び中央公民館長からなる委員を置く。

(附則)

この要項は、令和7年1月20日から施行する。

新潟市公民館運営審議会公募委員選考評定集計用紙

応募者名	選考委員 評価点数	選考委員 評価点数	選考委員 評価点数	合計点数	順位

C 評価が含まれている応募者は不採用とする。

採用決定者

--	--

不採用決定者

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市教育委員会
教育長 ○○ ○○

新潟市公民館運営審議会公募委員 決定通知書

あなたを新潟市公民館運営審議会委員として することを決定しましたので、通知します。

なお、会議の日程や公民館審議会の内容などの詳細につきましては、後日中央公民館から連絡をいたします。

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市教育委員会
教育長 ○○ ○○

新潟市公民館運営審議会委員不採用決定通知書

春寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、過日実施いたしました、新潟市公民館運営審議会委員の選考につきましては、まことに残念ながら不採用となりましたので通知します。

なお、この機会を通じてご提言いただきました貴重な意見につきましては、今後公民館行政を進めるうえで活用させていただきたいと考えております。

今後とも、公民館行政の進展のためご協力を賜りますようお願いいたします。